

議案第85号

日野町手数料徴収条例の一部改正について

日野町手数料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月14日提出

日野町長 埜田 淳 一

## 日野町手数料徴収条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(昭和22年法律第67号)の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

- ① 本籍地以外の市区町村窓口においても戸籍(除籍)謄本の交付請求(広域交付)が可能となったことから、その発行手数料を定める。
- ② 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに追加されることから、その発行手数料を定める。  
※戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を提供することで、従来戸籍(除籍)の添付を必要としていた行政手続等がオンラインで完結するようになる。  
現在国で想定されている行政手続：パスポートの申請及び更新
- ③ 各種届書等(死亡届等)情報の内容証明書の交付、届出等情報の内容を表示したものの閲覧が市区町村窓口において可能となることから、その手数料を定める。

事務の内容	手数料額
戸籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む)	450円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	400円
除籍謄本等の発行 (広域交付による交付を含む)	750円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	700円
届出等情報内容証明書の交付	350円
届出等情報の内容を表示したものの閲覧	350円

### 3 附則

(施行期日)

この条例は、令和6年3月1日から施行する。



<p>電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。</p>	<p>略</p>		<p>略</p>
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p>略</p>	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>略</p>
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>		

<p>明書識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。</p>	<p>700円</p>		
<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第20条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>			

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。